

平成18年度第6回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成18年度第6回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成18年11月22日(水) 午前10時00分～12時00分
場所	宇治市役所7階 703会議室
出席者	(委員) 初宿会長 市川委員 松岡委員 川村委員 新田委員 青木委員 保田委員 (事務局) 藤原広報課長 澤畑広報課主幹 波戸瀬主事 堀井主事 (傍聴者) 2名
<p>1 開会</p> <p>2 本日の手順について説明(事務局) 本日の審議事項および配布資料について説明した。</p> <p>3 会議録について 平成18年度第5回宇治市個人情報保護審議会会議録(案)について、案のとおり決定した。</p> <p>4 個人情報保護制度の見直しについて (1) パブリックコメントに対する審議会の考え方の検討 ア 概要説明(事務局) 資料2「パブリックコメントパンフレット版 宇治市個人情報保護制度の見直しについて(中間まとめ)」の3ページの意見募集の概要についての説明をし、資料3「中間まとめに対する市民の意見への回答について」を読み上げた。 イ 審議 (委員) 意見を出された方は民生委員だというのはどこかに書かれていたのか。 (事務局) 意見書そのものには民生委員であるとは書かれていなかったが、民生児童委員協議会にパブリックコメントの案内をさせていただいた経過や、文書の内容から民生委員からの意見であると判断した。意見書に記載された住所・氏名からも民生委員であることは確認できた。回答の中で民生委員であるということを書いておかなければならないので案のようにした。 (委員) 概要という形なので、原文のままにしないといけないわけではないので、「民生委員の方からの意見です」とでも頭につけてはどうか。この程度なら、概要にする必要はあるのか。家族票というのをあまり出したくないからか。 (事務局) 家族票を町内会長から民生委員が収集しているが、地域の情報を知る活動がしにくくなっているという趣旨。地域の方から家族票は定期的にもらっておられると思われるが、一人暮らしになったときにすぐに情報がもらえるということができない現状にあるので、市から住民に協力してもらえよう周知していただきたいという趣旨。</p>	

(委員) 全文と概要とではほとんど変わらず、家族票が削除されているくらい。家族票を民生委員がもっているというのはまずいということか。趣旨はまさに今説明のあったとおりだと思う。概要とするのであれば、もう少し分りやすく短くするのがよいのではないか。

(委員) 意見であるから、あまり書き換えない方がいいというのであれば、「民生委員の方からのご意見です。」と書いて全文載せて回答するか、そうでなければ、分かりやすいように全部書き換えるかのどちらかがよい、今の案では中途半端。

(事務局) 事務局としてはなるべく市民の生の声を出していきたいので中途半端になってしまった。

(委員) 文章そのものが意味不明というわけではないので、全文のままでよいのでは。始まりがわかりにくいので、「民生委員さんからのご意見です」と書いて、全文載せるということでしょうか。

(委員) 民生委員という肩書きをあえて抜いたことに意味があるのではないか。一個人としての意見としたかったのでは。

(委員) 家族票を預かることも、担当戸数でこれだけの数を預かっているのも民生委員以外にない。町内会長にも民生委員という身分を示したうえで家族票を頂ける。

(委員) ただ、それが一般によくご存知かという問題と、意見がどういうコンテキスト(文脈)で出ているのかというのがわかりにくいので、先程言ったように(民生委員からの意見であるということ)最初に書いたほうがよいのではないか。

(委員) 民生委員であるということは内容から分かるが、先程の指摘のように一文を付け加えた場合に他の人にこの人が特定されることはないか。

(委員) 200軒余りとあるが、民生委員は200人以上おり、大体同じくらいの規模で担当を持っているので、特定はされない。

(委員) パブリックコメントは市民の一人として出されているので、こういう方からの意見ですと解説をして出すのがよいかどうか。特別扱いをしている感じに読める。先程の指摘の意味もよくわかるので、例えば、担当地域内の前に[民生委員の]という形で挿入してはどうか。そうでないと、今後全てのパブリックコメントで誰々からの意見ですと付けなければならなくなる。付けないのであれば、何で今回だけ付けたのかということになる。ちょっと表現に工夫を加えた方がいいと思う。

(委員) 意見募集の際にどの程度の反応があるかは予想はなかったのか。

(事務局) 中間まとめが難しいという声があった。パンフレットは相当部数が出ているので、皆さん関心は持っていたが、意見にまでは至らなかった。

(委員) 難しいというのは口頭で指摘があったのか。

(事務局) そうだ。民児協(民生児童委員協議会)で簡単に概要を説明させていただいた折に、専門の方でないと(意見を)どう書いていいのかわからないという声があった。

(委員) この形で文章で書いてきたのは1件だけであったとのことだが、電話等はなかったか。

(事務局) 窓口で(資料を)渡したときに説明をさせていただいたことはあったが、電話では特になかった。

(委員) 「審議会の考え方」のところは、大体これで異論はないが、この中に宇治市の個人情報保護制度の話が出てこないのが、少し不満だ。今回改正される宇治市個人情報保護制度もこの第1段落の考え方に基づいており、個人情報保護制度の過剰反応にはしっかり対応していくということであるので、「宇治市の個人情報保護制度もこうした考え方に基づくものです。」という一文を第1段落の最後に入れてはどうか。

(委員) 第2段落の4行目の「個人情報保護法制度」の「法」はいらないだろう。私も宇治市の個人情報保護制度に触れないのはどうかと思う。

(委員) 福祉に携わっている者は民生委員が頼りなのに、民生委員がご存知ないから困ることがある。きっと情報がうまく伝わっていないのであろう。

#### ウ 結論

「市民からの意見」の1行目については、[民生委員の]を挿入し、全文をそのまま載せることとし、「審議会の考え方」については、第1段落の最後に「宇治市の個人情報保護制度もこうした考え方に基づくものです。」を挿入し、第2段落4行目の「個人情報保護法制度」を「個人情報保護制度」と修正することとなった。

## (2) 答申の検討

### ア 概要説明(事務局)

資料4「宇治市個人情報保護制度の見直しについて(答申)」案について中間まとめからの変更点(冒頭の「答申にあたって」の修正、P35、P36の追加、P38の審議経過の第6回の追加)を説明した。

### イ 審議

(委員) (答申にあたっての)4行目の平成15年の8月の条例改正だが、これは「罰則の追加」というまとめ方でよいか。今まで罰則の規定がなかったように読めないか。

(事務局) 確かに受託者に対する罰則規定は改正前からあった。

(委員) 追加というと、前はなかったわけではなく、あったものに加えての「追加」であるから、間違いというわけではない。

(事務局) 確かに、平成14年度当時の議論では、改正は罰則だけでなく不正な複製等に対する禁止規定、違反したときの命令規定、命令の前段の立入検査権等の総合的な改正であるので、罰則だけを強調するのはどうかという意見があった。「個人情報流出に対するより実効性のある制度とするための改正」であるとか、「個人情報の流出の予防と万が一流出した場合の回復」という表現を当時の答申で使っていたのでそういう書き方も考えたが、文章が随分長くなる。

(委員) 「個人情報保護の仕組みを強化する条例改正」というのはどうか。

(委員) もう1点質問だが、冒頭の「電子計算機で処理する個人情報に限らず、手作業で処理するものも対象とする総合的な個人情報保護条例」というのはどういうことか。

(委員) 当時の国よりは進んでいたということ。当時国は電子計算機で処理されたものだけを対象としていたから。

(事務局) 宇治市では昭和63年頃から「宇治市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」があり、それを廃止して総合的な条例を新設したという経緯がある。

(委員) 2行目の「(マニュアル処理)」というのは不要では、手作業で処理というので十分わかる。

(委員) 下から7行目の15の項目の1と5の間で改行されるのが気になる。この文の冒頭を「それ以後」とすればよい。

(委員) 第4段落のところは、「…こと、…こと、…こと」と並ぶがこの3つに限定してよいか。

(事務局) これは、資料の赤のファイルの2ページ目の「検討の方針」の内容の3点を載せた。

(委員) 今回の見直しで、京都府条例との整合という話も考慮の中にあった。これは3つのうちのどこに入るのかというところどこにも入らない。

(事務局) ここでいうと、検討の方針の3番のところ、行政機関個人情報保護法等の「等」が抜けている。

(委員) 第4段落3行目の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の後に「等」を追加するとよい。

#### ウ 結論

「答申にあたって」の2行目「(マニュアル処理)」を削除し、4行目の「罰則の追加を含む条例改正」を「個人情報保護の仕組みを強化する条例改正」とし、第4段落3行目の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等」とし、5行目の「以後、」を「それ以後」と修正することとなった。

また、事務局から答申の市長への提出は、12月11日を予定していることが報告された。

## 5 個人情報流出事故の報告について

### ア 概要説明(事務局)

資料5の水道部の個人情報の紛失事案と、市立中学校の教諭の車上荒らしによる個人情報の流出事案について報告した。

### イ 審議

(委員) 前者の水道の事案で、持ち出した資料は現地マーキング作業に必要な資料であったのか。

(事務局) これまでは、作業に出るときに必ず持って出ていたものであったが、必ずしも必要とは限らない。何かあったときに役に立つというもので、この作業自体に必要というわけではなかったようだ。

(委員) だから対応のところも「持ち出しの必要性も含めてチェックを厳格にする」ということなのか。

(事務局) そうだ。そういった書類を持ち出すときは所属長の許可が必要として、原則持ち出さないということに変えた。この給水工事の申込書については持ち出す必要はないということになった。

(委員) 車でやっているのに路上に置いているのはかなり意識が低い。

(委員) かなり量はあったのか。

(事務局) 84軒分に加えて、それ以外にも道具を手提げ紙袋に入れていた。

(委員) 確かに対策を厳格にするのは必要だが、過剰反応がでてしまうと非常に不便になる。過度に不便になるとあまりよくない。必要な書類は持っていったらよい。そのうえできっちり持って帰ってくればよい。確かに元を断てばとられる心配はないが、やりすぎると必要なものも一々取りに帰らなければならず、仕事が回らなくなる。

(委員) 現地でよく聞かれる質問に答えるのに必要な書類であるのに資料を持っていないとなると、今度是对応が不親切であるということになる。実際の仕事に支障が出ないようにする必要がある。

(事務局) (後者の事案の) 学校で起こった指導補助簿については持ち出しは禁止されていない。自宅で作業が想定されるためきちんと管理をした上で持ち出しが認められていた。しかし、水道部で問題になっていたのに、施錠しているとはいえ車の中に一時間以上放置をしていたのは注意が不足していたと思われる。

(委員) 外から見えるところに置かず、トランクに入れる等、盗る気を起こさせないようにする必要がある。そこまでの研修を徹底しないといけないものかどうか。

(委員) 水道部の事案の報道で、管理職含む6人が文書訓告と文書厳重注意処分とあるが、同じ二人の人が関わっていて一人が文書訓告でもう一人が文書厳重注意処分というのは、何か役割の違いが考慮されたのか。個人情報に対する責任の違いみたいなものがあるということが意識されているのか。

(事務局) おそらく、ご指摘のとおりかと思われる。二人で作業をしていて中心的な役割の方を文書訓告にし、もう一人を文書厳重注意処分にしたものと思われる。議員からも厳しい指摘をいただいた。

(委員) 職員に対する研修はどのレベルで行われているのか。係長や課長級にされることが多いとは思いますが、それ以外の者の意識を高めることが必要。全職員を集めてというのは難しいとは思いますが。

(事務局) ライブジャックでのメールアドレスの流出が起こった時に議会に個人情報の保護マニュアルを作ると報告したが、今回またこういう事故が作成中に起こってしまった。水道の事故の際にマニュアルをできるだけ早く完成させ、その後は全職員を対象とした研修をすると議会に報告しているので、今後やっていく予定である。1400人いるのでどれくらいかかるか分からないが、200人ずつくらいでやっていく。

(委員) 介護保険の現場では、個人情報についての研修が職場内・法人内でできているか

という指導が行われる。介護保険、医療保険や年金でも個人情報というのは重んじられている。職員のすみずみまで研修はなかなかできないが、持ち帰って仕事をするということが介護保険では多い。だから、これを見ていると他人事ではないが、研修を実際行うことや、マニュアルをチェックすることで歯止めはかかっているのかなと思う。

(事務局) 研修はどちらかというと、新規採用職員研修であるとかOA研修の際に合わせて研修することが中心であった。今後これを全職員に広げていく。

(委員) そのとおり、実際に個人情報を取扱う職員に対して十分にしないといけない。

(委員) 水道部の報道で気になることがある。4ページで「取り扱いに注意し、車の中に入れてロックするように」と指導していた。」とあるが、この後、今回の車に入れてロックしていたが車上荒らしにより盗られているので、ここの扱いはまた再検討ということになるのではないか。

(事務局) 水道の事故の後に2ページにある事務連絡を出しており、「本件のように個人情報を路上に放置するなど論外ですが、たとえ公用車内に置いて施錠したとしても、車上荒らしによる個人情報の流出が多発している現状からすれば大変危険な行為である」としている。これを学校でも校長より職員に伝えていた。

(委員) 持ち出しそのものが流出の可能性があると思わないといけない。車の中に置かないようにしないといけない。

#### ウ 結論

流出が続くことについての注意とマニュアル作成及び研修の実施を早期に行うようにとの指摘があった。

### 6 宇治市個人情報保護審議会の今後の予定について

#### 概要説明 (事務局)

条例の改正に向けた予定として、12月11日の答申書の市長への提出の後、実施機関における検討を経て、改正条例案を3月議会に上程する予定であることを説明した。

今後の審議会の予定について、資料6「宇治市個人情報保護審議会の今後の予定について」の内容を説明した。

### 7 次回の日程調整

次回の開催について、以下の日程において開催することが確認された。

次回 平成19年1月31日(水) 午前10時～

### 8 閉会